

平成25年第11回宮古島市農業委員会総会 議事日程

- 1) 会議の日時 平成25年10月25日 金曜日 14時00分
会議の場所 上野公民館
- 2) 出席状況 委員数 25名
- 3) 議決の事項
 - 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について
28番 佐久田 強 委員 29番 佐久田 寛 委員
 - 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請のついて
 - 日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の基づく農用地利用集積計画の承認について(賃借権の設定)
 - 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
 - 日程第5 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 日程第7 報告第1号 現況証明願等について

平成25年第11回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成25年10月25日 金曜日 14時05分 から 17時10分
2. 開催場所 上野公民館
3. 出席委員 (25人) 委員数 (29人)
4. 欠席委員 (4人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席
1	仲間末司		×	11	玉元正助		○	21	長崎次登		×
2	下地泰斗		○	12	本村弘幸		○	22	久貝安男		○
3	棚原文男		○	13	久貝正吉		○	23	砂川博克		○
4	上地洋美		○	14	川満里志		○	24	島尻隆義		○
5	砂川博一		○	15	下地勇徳	職務代理	○	25	奥浜健		○
6	渡真利等		○	16	下地昇		○	26	喜屋武隆		○
7	濱川清重		○	17	仲里敏夫		○	27	前泊 恵		×
8	下地盛一		×	18	砂川寛裕		○	28	佐久田強		○
9	島尻幸夫		○	19	芳山辰巳		○	29	佐久田寛勇		○
10	上里弘		○	20	長濱国博		×	30	野崎達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議長 長野 崎 達 男
28番委員 佐久田 強 29番委員 佐久田 寛 勇

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 砂 川 肇 次長 仲 間 毅 次長兼農政係長 上 地 寿 男
次長兼農地係長 本 村 博 信 主任主事 豊 見 山 徹

7. その他の出席者

沖縄県農業振興公社
農地調整員 上地邦彦

開 会 14時05分
閉 会 17時10分

8. 会議の概要

平成25年10月25日

開会: 14:05

議長 ただ今から平成25年第11回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。

出席委員は25名で、定数に達しておりますので、宮古島市会議規則第11条により総会は成立しております。本日、4名欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、28番佐久田強委員、29番佐久田寛勇委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の仲間毅氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請についてを議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)についてを議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)は5件でございます。まず、受付番号1番から5番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号1番から5番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から15番までは、議案書 7ページから 11ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、下地庁舎の南側に市営与那覇団地があります。道路沿いの西側に位置しています。周辺はさとうきびが栽培されており、申請地もキビ作を見込んでいます。

17番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、下地台湾屋の南側300mの地点にあり、周辺は土地改良済みの畑でさとうきびが栽培されています。譲受人は、タバコ農家であるが、今後はキビ作も含めた経営を予定しています。

15番委員 受付番号3番4番について、現地調査の結果を報告いたします。

3番は、城辺線から保良へ向かい集落手前300mを左に曲がり、更に100mの地点に位置しています。申請地は、現在さとうきびが植え付けされていますので、キビ作を予定しています。4番は、千代田カントリーの西側100mの地点にあり周辺はさとうきびが栽培されています。

25番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

25番委員 申請地は、友利のインギヤから保良へ向かい海岸線の墓地団地から100m左側に位置し現在草地が栽培されています。取得後は、野菜も同時に行う予定しています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)受付番号1番から5番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用賃貸借権の設定)についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用賃貸借権の設定)は、4件でございます。まず、受付番号6番から9番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号6番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号6番から9番までは、議案書12ページから15ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

14番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

県道平良西里線から城辺うるか線へ入り300m行くと右側に牛舎があり、その隣に位置しています。申請地は、キビがされていました。借り受け後は、キビ作を見込んでいます。

22番委員 受付番号7番8番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地の7番は、宮古空港東側に位置し、国有地です。8番も、7番に隣接していて、周辺はさとうきびが栽培されています。借り受け後は、キビ作を予定しています。

2番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

上野線の千代田ハイツの一角にあり、現在既存のハウスあり。借り受け後は、野菜を栽培する予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用賃貸借権の設定)受付番号6番から9番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)は、6件でございます。まず、受付番号10番から15番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号10番から15番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号10番から15番までは、議案書16ページから21ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)受付番号10番から15番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定します。日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請についてを全員賛成ですので、原案とお決定いたしました。

議長 次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権の設定)の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(利用権の設定)は、8件でございます。まず、受付番号 1番から8番までのご説明いたします。

【議案第2号、受付番号1番から8番朗読説明内容省略、別紙議案書参照、】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺友利線から福里方面へ西東集落へ入る十字路交差点の左側に位置しています。締結後、葉たばこと野菜の作付けを予定しています。

10番委員 受付番号2番3番について、現地調査の結果を報告いたします。

2番は、城辺友利線から福里方面へ仲原集落センターの南側200mの地点にある。締結後、キビ作を予定しています。3番は、北東集落センターの右側200mの地点にある。締結後は、キビ作を予定しています。

13番委員 受付番号4番5番について、現地調査の結果を報告いたします。

4番は、県道平良西里線から北海岸線に入り島尻方面へ入り口から約300m北側に位置しています。周辺は、サトウキビ畑で締結後、キビ作を予定しています。

5番は、島尻集落の宮島小学校の後ろ(北側)で土地改良された畑です。

19番委員 受付番号6番7番について、現地調査の結果を報告いたします。

6番は、南星楽園のアラマンダの北側約100mの地点にあり、周辺は、さとうきび作が栽培されています。締結後、キビ作を予定しています。

7番は、千代田カントリーから上野線へ入り交差点から約300m右側の道路沿いに位置している。

22番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

上野線から山中集落へ向かい交差点から約200m左側の地点にある。現在草地であり締結後、草地と野菜を栽培予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(賃借権の設定)の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 全員賛成ですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第4案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(所有権移転)は、7件でございます。まず、受付番号1番から7番までのご説明いたします。

【議案第3号、受付番号1番から7番朗読後、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号1番2番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番は、城辺線の更竹病院入り口より南約50mの土地改良整備済みの畑で、周辺はさとうきびが栽培されている。2番は、更竹病院の北側で現在土地改良計画の畑です。取得後は、キビ作を予定しています。

17番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

千代田カントリーの交差点から南側約300m進み左側の土地改良済みの畑でさとうきびが栽培されている。取得後は、キビ作の予定です。

18番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

平良大浦集落の北側約100mの地点にあり、土地改良整備済みの畑で周囲は、さとうきびが栽培されている。取得後は、キビ作を予定しています。

19番委員 受付番号5番6番7番について、現地調査の結果を報告いたします。

5番は、上野庁舎から東へ約1kmの土地改良済みの畑で周辺は、さとうきびと葉たばこの栽培がされています。6番は、5番と隣接していて、葉たばこの栽培がされています。7番は、宮古島市リサイクルセンターから約70m南側に位置しています。いずれも、取得後は、葉たばこの栽培をする予定です。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 全員賛成ですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

休憩： 14:52

再会： 15:05

議長 次に、日程第5議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条申請は、3件でございます。まず、受付番号1番から3番までのご説明いたします。

【議案第4号、受付番号1番から3番朗読後、説明内容省略、別紙議案書参照】

事務局 以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から、受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される4条許可申請の現場調査を平成25年10月18日午後2時から3時30分まで行いました。調査委員は3番委員私、棚原と4番委員上地洋美委員、野崎会長、事務局から砂川局長、仲間次長の5人で行いました、初めに事務局で今回の調査内容等の説明を受け4条3件の現地調査を平良地区城辺地区の順に行いました。特に違反は、見受けられませんでした。

3番委員 受付番号1番の現場状況を説明いたします。

宮古島市上水道袖山センターより西へ約70m、県立宮古工業高校校舎より東へ約50mで市道沿いにある既存の住宅の後ろにある。北に原野南に住宅があり、約10ha未満の農地の広がりである。住宅密集地との連単となっています、農地の区分は、第2種農地、宅地と原野で分断され10ha未満の農地と判断した。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号2番の現場状況を説明いたします。

県道平良線と下地線から国道バイパス線に入り、平良港向け沖縄徳洲会医院前交差点から西へ10m左側の、ガソリンスタンドの後ろに当たる。農地の広がり、集落の南側に、約10ha以上の農地の広がりがあるが約2m以上の段差がある。集落の広がり、増加傾向にある。農地の区分としては第2種農地判断した。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異義ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号3番の現場状況を説明いたします。

県道城辺線の道路沿いで、うるか集落内にあり東側には、市営うるか団地がある。農地の広がり、道路に分断された北に、約10ha以上の農地の広がりがある。集落の広がり、増加傾向にある。農地の区分としては、10ha未満の第2種農地と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異義ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第5議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

議長 次に、日程第6議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は、14件でございます。まず、受付番号1番から14番までのご説明いたします。

【議案第6号、受付番号1番から14番朗読後、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から、受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される5条許可申請の現地調査を平成25年10月18日午後3時30分から5時15分まで行いました。調査委員は3番委員私、棚原と4番委員上地洋美委員、野崎会長、事務局から砂川局長、仲間次長の5人で行いました、初めに事務局で今回の調査内容等の説明を受け5条14件の現地調査を平良地区上野地区城辺地区の順に行いました。特に違反は、見受けられませんでした。

3番委員 受付番号1番の現場状況を説明いたします。

申請地は、約300m北側に市立東小学校が有り、住宅密集地となっており農地の広がりはない。住宅の広がり、増加傾向にある。農地の区分は、10ha未満の第2種農地と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異義ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に受付番号2番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号2番の現場状況を説明いたします。

申請地は、西側70mに市立東小学校、東側100mに市総合グラウンド、北側に市総合体育館があり住宅密集地である。農地の広がり特になし。住宅の広がり増加傾向にあり。住宅密集地であり10ha未満の第2種農地と判断した。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に受付番号3番と受付番号4番は関連しておりますので一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号3番と受付番号4番の現場状況を説明いたします。

申請地は、西原集落の南側に位置している。300m東側に西辺小中学校がある。住宅密集地である。農地の広がり特になし。住宅の広がり増加傾向にあり。住宅密集地であり相当数の街区を形成している区域として第2種農地と判断した。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番と受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号5番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 申請地は、伊良部大橋開通に伴い市街化が見込まれる箇所、道路向かいには久松小学校がある。周辺は農地である。住宅の広がり増加傾向にあり。10戸以上の集落がある第1種農地の例外と判断した。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号6番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 申請地は、伊良部大橋開通に伴い市街化が見込まれる箇所、道路向かいには久松中学校がある。周辺は農地である。住宅の広がり増加傾向にあり。10戸以上の集落がある第1種農地の例外と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号7番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 申請地は、国道バイパス線沿いにあり、50m東側には沖縄徳洲会、眼科がある。南側には農地があるが2mの段差がある。住宅の広がりが増加傾向にあり。周辺には複数の病院があり10ha未満の第2種農地と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号8番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 申請地は、国道バイパス線沿いにあり、50m東側には沖縄徳洲会、眼科がある。南側には農地があるが2mの段差がある。住宅の広がりが増加傾向にあり。周辺には複数の病院があり10ha未満の第2種農地と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に受付番号9番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 申請地は、集落の中心地にある農地の一角に位置している。原野に分断されているので農地の広がりはない。住宅の広がりが増加傾向にあり。原野に分断された10ha未満の第2種農地と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号10番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 申請地は、宮古空港の西側1km以内の地点にある。うむやす「ん診療所」に隣接している農地である。農地の広がりはない。住宅の広がりが増加傾向にあり。原野に分断された10ha未満の第2種農地と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号11番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 申請地は、宮古空港の西側1km以内の地点にある。うむやす「ん診療所」に隣接している農地である。農地の広がりはない。住宅の広がりが増加傾向にあり。原野に分断された10ha未満の第2種農地と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号12番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 申請地は、上野庁舎の約500m北側に位置している。周辺には土地改良済みのほ場がある。農地の広がりはない。住宅の広がりが増加傾向にあり。上野庁舎より500m以内にある第2種農地と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号13番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 申請地は、住宅密集地の一角にある農地に農業用施設を建設する計画である。農地の広がりはない。住宅の広がりが増加傾向にあり。原野庁及び住宅に分断され、10ha未満の第2種農地と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号14番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 申請地は、保良集落の入り口で20戸以上の住宅がある。原野に分断されている。農地の広がりはない。住宅の広がりが増加傾向にあり。原野岸及び住宅に分断され、10ha未満の第2種農地と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
議長 日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

議長 次に、日程第7報告第1号現況証明等についてを報告します。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 今月の報告の現況証明等は、13件でございます。まず、1番から順次報告致します。

【報告第1号、受付番号1番から13番朗読後、説明内容省略、別紙資料参照】

以上で今月の報告を終わります。

議長 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することに異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

それでは、以上をもちまして、宮古島市農業委員会 第11回総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会: 17:15

平成25年10月25日

会長代理	野	崎	達	男
28番委員	佐	久	田	強
29番委員	佐	久	田	寛